

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費

112百万円(112百万円)

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

1. 事業の概要

茨城県神栖市においては、通常自然界には存在しない有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸による環境汚染に起因すると考えられる健康被害が生じているが、ジフェニルアルシン酸による環境汚染を通じた人への影響等については、十分な科学的知見に乏しく、かつ、早急な対策が求められている状況にある。このような状況を踏まえ、ジフェニルアルシン酸による汚染が確認された井戸の水を飲用に供していた住宅に居住し、又は居住していた者であって、ジフェニルアルシン酸のばく露が確認された者(以下対象者という)に対して、引き続き医療費等の給付及び健康管理調査等を実施するとともに専門家による調査研究を継続する。

2. 事業計画

事業内容	20年度	21年度	22年度～
医療費等の給付			→
健康管理等			→
調査研究の実施			→

公害等調整委員会での裁定及び臨床検討会での検討、緊急措置事業の見直し状況により変更となる可能性がある。

3. 施策の効果

対象者に対して、健康診査を行うとともに、医療費等を支給することにより治療を促し、並びにそのうち著しいばく露を受けたと認められる者に対して、病歴、治療歴等に関する調査等を行うことにより、発症のメカニズム、治療法等を含めた症候及び病態の解明を図り、もって、その健康不安の解消等に資することとする。

4. 備考

諸謝金、委員等旅費、調査費 5,908千円

(内訳)臨床検討会開催経費、ジフェニルアルシン酸分析測定経費等

委託費 106,138千円

(内訳)医療費等の給付及び健康管理調査等

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物に係る環境汚染及び健康被害に係る緊急措置 (H15,6月～)

< 趣旨 >

神栖市における有機ヒ素化合物(ジフェニルアルシン酸)のばく露が確認できる者に対し、健康診査を行うとともに、医療費等を給付することにより、治療を促すことを通じて、当該者に係る症候及び病態の解明を図り、もってその健康不安の解消等に資する。

< 対象者 >

有機ヒ素化合物汚染井戸水飲用住宅への居住要件を満たし、
毛髪・爪検査等によりばく露が確認された者

専門家による検討会
(環境省)の審査を経て
確認

< 実施状況 >

・申請受付開始日
平成15年6月30日

・申請者数等
(平成19年7月3日現在)
申請者 557名
医療手帳対象者 157名
うち健康管理調査対象者 30名
申請棄却者 400名
分析調査中等 0名

・臨床検討会の開催状況
平成18年度
第1回... 6月 7日
第2回... 11月 22日
平成19年度
第1回... 4月11日
第2回... 7月25日
(平成15年度は9回、
平成16年度は4回、
平成17年度は3回開催)

< 給付内容 >

対象者への
医療手帳の交付

- ・医療費(自己負担分を公費負担)
- ・療養手当(通院:月15,000円、
入院:月25,000円)(併給なし)
- ・健康診査(年1回)(公費負担)

者 い 井 戸 水 の 飲 用	特 に 汚 染 の 著 し い	な し	入 院 歴	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理調査費用*(月20,000円)【3年間】 ・健康管理調査協力金(300,000円)【初年度当初】
		あ り	入 院 歴	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理調査費用*(月20,000円)【3年間】 ・健康管理調査協力金(700,000円)【初年度当初】



健康管理調査の実施(健康状態等に係る報告票の提出による調査を3年間実施、病歴、治療歴等の調査を初年度に実施)

*当初3年間実施とされていたが、平成18年度第1回臨床検討会において、継続が必要との意見があり、健康管理調査の継続を決定

実施時期は、平成15年6月から5年間とされているため平成20年度において延長が必要